

平成26年鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
平成26年 12月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月16日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月16日 午後1時26分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	9	久保田正之		10	武谷保正	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	地方自治法第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月16日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
補正予算(第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第89号 専決処分の承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第1号) (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)

日程第17 議案第98号 財産の処分

(総務文教委員長報告)

日程第18 議案第99号 訴えの提起

(総務文教委員長報告)

日程第19 閉会中の継続事件

平成26年12月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第82号から日程第7 議案第95号までの7件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例。

議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）。

本委員会は、12月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第82号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 3 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 4 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 5 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 2 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 5 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 6 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 1 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 3 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 4 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 5 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 2 号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特
別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第
2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 89 号から日程第 18 議案第 99 号までの 11 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○6 番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 89 号 専決処分の承認（平成 26 年度鞍手町一般会計補正予算第 3 号）。

本委員会は、12 月 10 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

次に、議案第 83 号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例。

議案第 84 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

議案第 87 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 88 号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例。

議案第 90 号 平成 26 年度鞍手町一般会計補正予算（第 4 号）。

議案第 92 号 平成 26 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

議案第 96 号 平成 26 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 97 号 平成 26 年度鞍手町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

議案第 98 号 財産の処分。

議案第 99 号 訴えの提起。

本委員会は、12 月 10 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 89 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 83 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 84 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 87 号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 88 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 90 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 92 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 96 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 97 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 98 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 99 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 89 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 83 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 84 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 87 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 88 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第92号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第96号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第97号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第98号について、討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

議案第98号 中山用地内の土地を処分する議案について、次に述べる理由により、反対の立場から討論を行います。

現在、鞍手町は予算措置して長期的な都市計画の見直し作業に入っており、処分の対象となっている中山用地は面積も広く、鞍手町のほぼ中央に位置する重要なまとまった町有地です。今後、見直された都市計画によっては、町の活性化のために戦略的に活用されるべき土地です。

しかし、売買交渉を始めたことで行った直近の不動産鑑定評価額は、1㎡あたり1万2000円と出ているにもかかわらず評価額を無視し、町長の判断で35.3%割引し、不動産評価額から総額約3,700万円以上値引きしての売却は、実勢価格からかけ離れた価格での売却となり、町民の財産を毀損することにつながるのではないかと考えます。

また、進出予定企業の概況によれば、新規雇用は5人とあり、町の新たな雇用創出にもほとんどつながりません。

そもそも中山用地は、数年前にまちづくり対策課が作成した企業立地ガイドでは、企業誘致用の土地として掲載されていたものが、平成25年3月に徳島町長になって作成された企業立地ガイドでは、企業に売却する予定がなかったため削除され、掲載されていません。

にもかかわらず急遽、町長の独断で町の計画を変更し、売却することは町の方針を無視した行動と言わざるを得ません。

このような町長の暴走をチェックし、ブレーキをかけることがチェック機関としての議会の使命だと思いますので、議案第98号 財産の処分に反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第99号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第89号 専決処分の承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第89号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号 財産の処分を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号 訴えの提起を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第19 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第7回定例会を閉会します。

閉会 13時26分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 久 保 田 正 之

議員 武 谷 保 正